別紙第1(第5条第2項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職員証等の種類 | 申請の受付期間 | 申請者 | 担当係 | 申請書の種類 | 備考 |
| 自動車 | 職員証  学生証  利用登録証 | 4月1日～4月15日 | 職員  (第4条第1号又は第7号イに該当する者) | 東千田地区支援室 | 入構許可申請書(別記様式第1号) |  |
| 学生  (第4条第2号又は第7号ロに該当する者) |
| 放送大学等の職員・学生  事業所の職員・業者  (第4条第3号，第4号，第5号，第6号又は第8号に該当する者) |
| ・上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付 | 同上 | 同上 | 同上 | ・受付する場合は，東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。 |
| 随時 | 職員  学生  (第4条第9号又は第10号に該当する者) | 同上 | 同上 |  |

(臨時に入構する者)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 証明書の種類 | 受付期間 | 申請者 | 受付場所 | 備考 |
| 自動車 | 臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第2号) | 随時 | 職員  外来者 | 東千田地区支援室 | 東千田キャンパスへ業務により入構する場合は，臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上，駐車券とともに支援室へ提示することとし，支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は，駐車券の認証を行うこととする。 |